

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十一年十二月二十日 午後一時三十分
 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題 1 昭和四十二年度予算について
 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価一部一箇月三百円(送附を含む。))

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、当そ)

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥医 一二三三 佐久本 健 昭和四十一年十一月五十一日

鳥取県告示第六百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次とおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥医 一七一 高冢美知子 昭和四十一年十一月三十日

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥医 一七二 武本 博之 "

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥医 一七三 堀江 祐子 "

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥医 一七四 荒金 清美 "

鳥取県告示第六百八十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

鳥取県告示第六百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条规定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

場に備え置いて継続に供する。)

<p>鳥取県知事 石破、二朗</p> <p>診療所の名称 所在地 項の規定による申出の都道府県名</p> <p>瀬川医院 八頭郡船岡町大字船岡五八五ノ一 全都道府県</p> <p>法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名</p> <p>申出の受理の年月日 昭和四十一年十一月二十三日</p>
<p>鳥取県告示第六百八十八号</p>
<p>労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取第一病院労働組合執行委員長 安田孝雄から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。</p>
<p>昭和四十一年十二月十三日</p>
<p>鳥取県知事 石破、二朗</p>
<p>一 事件 昭和四十一年度年末一時金要求の件</p>
<p>二 日時 昭和四十一年十二月十九日午前零時から本件の完全解決に至るまで</p>
<p>三 場所 鳥取第一病院内</p>
<p>四 概要 部分的又は全面的にあらゆる形の争議行為を実施する。</p>
<p>次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律</p>

一 解除予定に係る保安林の所在場所
　　氣高郡氣高町大字浜村字東浜七八四の五四

二 保安林として指定された目的
　　飛砂の防備

三 解除の理由
　　指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
　　岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
　　飛砂の防備

三 解除の理由

